

2022 年 9 月 1 日

株式取扱規則

株式取扱規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本会社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、定款の定めに基づき、この規則の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という）ならびに口座管理機関である証券会社および信託銀行等（以下「証券会社等」という）の定めるところによる。

2. 本会社および本会社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱いおよび手数料、権利行使に際しての手続等は、この規則の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 本会社の株式についての株主名簿管理人および同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(請求または届出)

第3条 本規則による請求または届出は、本会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求または届出が証券会社等および機構を経由して行われる場合ならびに第24条1項に定める場合は、この限りではない。

2. 前項の請求または届出を代理人によって行うときは、代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは、同意を証明する書面を提出しなければならない。

3. 本会社は、第1項の請求または届出が証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求または届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。

4. 本会社は、第1項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。

5. 本会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求または届出を受理しない。

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第4条 本会社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記録を行う。

2. 当会社は、株主名簿に記録される者（以下「株主等」という）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記録を変更する。

3. 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記録を行う。

(株主名簿に使用する文字等)

第5条 本会社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(新株予約権原簿への記録)

第6条 新株予約権原簿への記録を請求するときは、所定の請求書を提出しなければならない。

2. 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第3章 諸届

(株主等の住所および氏名または名称の届出)

第7条 株主等は、住所および氏名または名称を本会社に届出なければならない。

2. 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(外国居住株主等の届出)

第8条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するかまたは通知を受ける場所を定めて、これを届出なければならない。

2. 常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。

3. 第1項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(法人等の代表者)

第9条 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を届出なければならない。

2. 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(共有株式の代表者)

第10条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所および氏名または名称を、共有者全員が連署して届出なければならない。

2. 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(法定代理人)

第11条 親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所、氏名または名称を届出なければならない。

2. 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(その他の届出)

第12条 第7条から前条までに規定する届出のほか、本会社に届出をする場合には、本会社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して届出のものとする。

ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

2. 証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届出のものとする。

(新株予約権者の届出事項等)

第13条 新株予約権の届出事項に変更があった場合にはその旨を届出なければならない。

第4章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

第14条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

(買取価格の決定)

第15条 単元未満株式の買取価格は、前条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格（その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格）に買取請求株式数を乗じて得た額とする。

(買取代金の支払)

第16条 本会社は、本会社が別途定めた場合を除き、買取価格が決定した日の翌日から起算して4営業日目に買取請求者に買取代金を支払う。ただし、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに支払う。

(買取株式の移転)

第17条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取金額の支払い手続を完了した日に、本会社の口座に振り替えられるものとする。

第5章 単元未満株式の買増し

(買増請求の方法)

第18条 単元未満株式の買増しを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

(買増請求の制限)

第19条 同一日に買増請求がなされた単元未満株式数の合計が、買増請求のために保有する自己株式数を超えるときは、買増請求の効力は生じないものとする。

(買増価格の決定)

第20条 単元未満株式の買増価格は、第18条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格（その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格）に、買増請求株式数を乗じて得た額とする。

(買増請求の受付停止)

第21条 本会社は、次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。

(1) 6月30日

(2) 12月31日

(3) その他の株主確定日

2. 前項のほか、本会社または機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

(買増株式の移転の時期)

第22条 買増請求を受けた単元未満株式は、買増代金が本会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求者の口座に対する振替の申請を行うものとする。

第6章 株主権の行使方法

(書面交付請求および異議申述)

第23条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等の行使方法)

第24条 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という）第147条第4項に定める少数株主権等を本会社に対して直接行使するときは、個別株主通知（振替法第154条第3項に定める通知をいう）の申出をしたうえ、記名押印した書面により行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

2. 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項および第5項を適用するものとする。

る。

(株主提案議案の株主総会参考書類)

第 25 条 前条第 1 項に定めるところにより株主提案権が行使された場合、提出議案につき、以下に記載の字数を超えるときは、株主総会参考書類にその概要を記載することができるものとする。

(1) 提案の理由

各議案ごとに 400 字

(2) 取締役および会計監査人の選任に関する事項

各候補者ごとに 400 字

第 7 章 手数料

(手数料)

第 26 条 本会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。

2. 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第 8 章 雑則

(総株主通知に係る正当な理由)

第 27 条 振替法第 151 条第 8 項に定める正当な理由があるときとして、本会社がこの規則に定めるものは次のとおりとする。

(1) 本会社が、法令、上場規則、定款その他の規則（以下「法令等」という）に基づき株主に対して通知するために必要があるとき

(2) 本会社が、法令等に基づき、株主に関する情報を公表し、または官公署若しくは金融商品取引所に提供するために必要があるとき

(3) 本会社が、株主に対し、株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき

(4) 本会社または株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき

(5) 本会社の株主に対して重要な事実を周知する場合や、本会社の施策が株主構成に与えた影響を確認する場合等、一定時点における株主の株式保有状況を株主名簿に反映させることが適当であると本会社が判断したとき

(情報提供請求に係る正当な理由)

第 28 条 振替法第 277 条に定める正当な理由があるときとして、本会社がこの規則に定めるものは次のとおりとする。

(1) 株主の同意があるとき

(2) 株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要があるとき

(3) 株主が株主権の行使要件を満たしているかどうかを確認するために必要があるとき

(4) 本会社が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、または官公署若しくは金融商品取引所に提供するために必要があるとき

(5) 本会社または株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき

(6) 特定の者が株主として本会社に対して請求等を行う旨本会社が認知したとき

(7) 本会社の株券等に係る大量保有報告書の記載の正確性を確認するため必要があるとき

(8) 本会社が作成する有価証券報告書、四半期報告書および臨時報告書等の作成のため必要があるとき

第9章 改廃

(改廃)

第29条 本規則の重要な改正および廃止は、取締役会決議によりこれを行い、その他の改正は、グループコーポレートセクレタリーオフィス担当取締役の承認を得て、これを行う。

(主管部署)

第30条 本規則の主管部署は、グループコーポレートセクレタリーオフィスとする。

附則

本規則は、2022年9月1日から施行する。

●株式取扱規則 変更年月日

平成 10 年 6 月 3 日制定

平成 12 年 1 月 26 日改正

平成 12 年 5 月 22 日改正

平成 13 年 5 月 22 日改正

平成 13 年 10 月 25 日改正

平成 14 年 6 月 25 日改正

平成 15 年 3 月 27 日改正

平成 17 年 8 月 1 日改正

平成 17 年 9 月 29 日改正

平成 18 年 6 月 29 日改正

平成 19 年 11 月 12 日改正

平成 20 年 7 月 1 日改正

平成 21 年 1 月 5 日改正

平成 21 年 6 月 29 日改正

平成 22 年 1 月 1 日改正

平成 22 年 1 月 6 日改正

平成 24 年 4 月 1 日改正

平成 24 年 10 月 1 日改正

2016(平成 28) 年 3 月 30 日改正

2020 年 1 月 1 日改正

2022 年 9 月 1 日改正